

《令和5年度障害福祉サービス介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて》

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ◇「賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容」
- ◇現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ◇職場環境等要件に関し、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の促進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の6つ区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分で1つ以上の取組を行うこと。
- ◇介護福祉士の配置要件の届出を行っていること。
- ◇取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- ◇「処遇改善に関する加算の算定状況」

社会福祉法人ワゲン福祉会 特別養護老人ホーム相陽台ホームは、令和元年10月より以下の事業所において介護職員等特定処遇改善加算を取得しております。

■取得事業所

- ◇相陽台ホーム（居宅介護事業）

■特定処遇改善加算の申請を行い、適用となりました

A：介護福祉士資格を有し、勤続10年以上の介護正職員
（他法人での経験年数を含む）かつサブリーダー以上の者

B：その他の介護職員

C：その他の職種

※毎月手当にて支給する事に致しました

。

■賃金以外の具体的取り組みに関しては以下をご参照ください

加算対象年度中に行う取組について

◇入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広

い採用の仕組みの構築

◇資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、強度行動障害支援者養成、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

◇両立支援・多様な働き方の推進

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

◇腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

◇生産性向上のための業務改善の取組

- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・5S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

◇やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供